

事業報告書（平成22年度）

公益社団法人総合紛争解決センター

近年、社会が複雑高度化するに連れて、様々なトラブルが生じるようになり、トラブルの内容や当事者のニーズに応じた様々な解決方法が求められるようになってきている。このようなニーズに的確に対応するため、裁判機能を充実させる必要があることはもちろんであるが、あわせて、トラブルの実情に合った解決に導くものとして、裁判以外の様々な解決方法が提供されることが望まれる。

当法人は、ADR法に基づく認証紛争解決機関として、市民にとって裁判と並ぶ魅力的で利用しやすい裁判外紛争解決手続を提供し、もって市民の権利利益の適切な実現に資することを目的とし、次のとおり活動した。

第1 事業概要

1. 和解あっせん手続・仲裁手続の実施

平成21年度は、平成21年4月1日～平成22年3月31日の事業期間に合計132件の申立を受理し、平成20年度からの継続事件2件を含む92件が終結した。

平成22年度は、平成22年4月1日～平成23年3月31日の事業期間に合計144件の申立を受理し、平成21年度からの継続事件42件のうち39件を含む155件が終結した。

終結事件の内訳を見ると、和解契約または和解的仲裁判断により、成立した事件は58件（37.4%）、成立の見込みなしなど、応諾されたものの不成立となった事件は49件（31.6%）であり、不応諾で終結した事件は48件（31%）であった。

なお、本年度144件中、仲裁事件は4件であった。

2. 和解あっせん人・仲裁人候補者の充実

和解あっせん人・仲裁人候補者の充実を図るため、平成22年度は、候補者名簿登載者のスキル向上を目的として、和解あっせん人・仲裁人候補者の他、運営委員会・財務委員会委員並びに本センターの参加団体会員も対象とし、下記のとおり、8回の研修を実施した。

日程	研修テーマ	講師
4月19日	「司法書士からみた不動産取引に関するトラブル事例」	司法書士 沖 健補
7月13日	「和解あっせんの実務」	弁護士 藤村輝子 司法書士 村上孝行 不動産鑑定士 安井英二郎 税理士 伊賀敏広

		消費者情報ネット 石原純子
9月7日	「ロールプレイで見る和解あっせん手続」	研修部会員
10月12日	「ロールプレイで見る和解あっせん手続」	研修部会員
11月9日	「高齢者・障害者に関わる紛争について」	弁護士 井上計雄
12月17日	「総合紛争解決センターにおける即決和解の利用について」	大阪地方裁判所 第10民事部書記官
1月25日	「仲裁手続の基礎知識」	弁護士 小原正敏
2月25日	「ロールプレイで見る和解あっせん手続(美容整形トラブル)」	研修部会員

3. 広報活動

平成22年度は次の広報を実施した。

- (1) 関西消費者協会発行の「消費者情報」に解決事案の連載（年間5回、4月号、6月号、9月号、11月号、1月号の隔月掲載）及び協賛広告掲出（11月号に1/2頁カラー広告）
- (2) うちの製作・配布（20,000枚）
- (3) タウンページ広告掲出（2011年2月からの1年間に発行される府内タウンページにURL広告を掲出）
- (4) 新聞記事（9月29日読売新聞夕刊記事「大阪版ADR利用増」）
- (5) 「法律のひろば」原稿掲載（特集「ADR法の現状と課題」のうち「ADR機関の利用状況」掲出）
- (6) 大阪府内の各地方自治体議員へのリーフレット送付
- (7) 堺市内各区役所へのリーフレットの送付
- (8) 大阪市営地下鉄広告の掲出（2011/2/1～2/28）
- (9) ポスターの製作・配布（500枚）
- (10) 守口市暮らしの便利帳の広告掲出（2月末発行）
- (11) 広報用クリアファイルの製作（1000枚）

4. 金融ADR制度の対応

金融商品取引法、銀行法等の金融関連法の改正により平成22年10月1日より金融ADR制度が開始された。同制度の開始に先立ち、金融商品取引業者等から本センターを紛争解決措置として利用したい旨の申出を受け、同年8月31日に金融商品取引

業者等への説明会を開催の上、順次、各社と協定を締結し、平成 23 年 3 月 31 日時点では下記 16 社となっている。

【金融 ADR 制度の協定締結先】（協定締結順）

大阪証券金融株式会社、グローバルリンクアドバイザーズ、京都中央信用金庫、近畿労働金庫、大阪市信用金庫、摂津水都信用金庫、光世証券株式会社、永和信用金庫、大阪東信用金庫、枚方信用金庫、大福信用金庫、大阪信用金庫、株式会社パーフェクト投資顧問、協同組合企業福祉共済会、大阪商工信用金庫、大阪厚生信用金庫

5. 国土交通省のあんしん賃貸支援事業の実施

国土交通省は、裁判外紛争解決手続の活用などによる民間賃貸住宅の賃貸借関係をめぐる紛争の未然防止、紛争解決の円滑化のための体制の整備やその支援を行う者に対して、国が必要な費用を補助することにより、紛争解決体制の充実・強化を図ることを目的とし、「あんしん賃貸支援事業（紛争解決円滑化のための裁判外紛争解決手続の立上げに伴う体制整備の支援に関する事業）」の実施事業者を公募した。

これに対し、本センターより ADR に関する講演会及び無料相談会を実施することを企画提案し、同省が上記補助事業とすることを採択されたため、平成 23 年 2 月 26 日（土）に桂 春團治氏の他、桂一門による落語会を実施し、希望者に対して、無料相談会を開催した。落語会には 104 名が参加され、無料相談会には、52 名の参加があった。

なお、同事業の広報として、読売新聞及び朝日新聞に広告を掲出した他、地下鉄の無料行事案内を利用した。

6. 理事会、運営委員会・財務委員会の開催

平成 22 年度は、全 13 回の理事会と、全 12 回の運営委員会・財務委員会を開催した他、運営委員会においては、総務部会、事業運営部会、研修部会、広報部会を随時開催した。

なお、本年度においては、公益認定対応財務検討 PT を設置し、公益認定を継続するための条件である収支相償の基準及び遊休保有財産の制限の基準について、対応策を検討した。

第 2 収支の状況

経常収益計 30,930,214 円（会費負担金収益 18,300,000 円、事業収益 2,622,375 円、受取補助金 10,000,000 円、雑収益 7,839 円）に対し、経常費用は計 26,285,785 円となり、当期一般正味財産増減額は 4,644,429 円の増額、一般正味財産期首残高は 15,405,966 円であるため、一般正味財産期末残高は、20,050,395 円となった。

なお、指定正味財産は期首、期末共に 0 円である。

以上